

# 竹ん子の会 ニュースレター

みふね  
御船竹バイオマス問題住民訴訟原告・支援者の会

第2号



竹ん子の会事務局

電話 090-4473-7798

## 第一回公判の日時が決まりました！



平成23年

# 9月9日(金) 午後4時です。

裁判所門前集会を、午後3時30分に予定しています。  
当日の詳しい日程は、後ほどお知らせ致します。

場所はもちろん熊本地方裁判所です。

皆さんの熱意が裁判の行方を大きく左右します。

是非傍聴に行きましょう！

当日は、マイクロバス等も用意して、出来るだけたくさんの方々と傍聴に出かけたいと思っています。

参加できる方は、事務局までお知らせ下さい。事務局の者が携帯に出られない時は、必ず後ほどかけ直します。

ホームページが出来ました！

アドレスは <http://takebio.mifune.org> です。



今回御船で起きた竹バイオマス問題は、地方自治の問題点や補助金行政の問題点など全国地方市町村における共通の問題点を数多く含んでいます。

このホームページを通して、「竹バイオマス問題がなぜ起こったのか」「このような問題が今後起こらないためにはどうすればいいのか」を全国の方々と共に考えるきっかけとなれば…と思っています。

…大切にしたいこと…

- ・竹バイオマス問題の真相究明
- ・「竹バイオマス問題がなぜ起こったのか」「このような問題が今後起こらないためにはどうすればいいのか」を住民目線で考える。



# 設立総会が開かれました。

## 板井弁護士に加え、橋本弁護士が新たに参加！

7月11日(月)午後7時30分から、御船竹バイオマス問題住民訴訟原告・支援者の会の設立総会が開催されました。約60名の参加者でした。

板井俊介弁護士と、新たに橋本和隆弁護士が弁護団に参加して下さることになりました。

板井弁護士は、提訴以前にもたびたび相談に伺い住民訴訟説明会にもご出席いただきました。また、熊本地方裁判所に訴状提出した際にもご同行いただきました。両弁護士とも多くの住民訴訟を手がけておられます。

今回はまず、板井弁護士から裁判の流れについて説明がありました。その後、会の規約の説明と事務局の紹介があり、意見をいただき承認されました。

**橋本弁護士** 行政を相手にする裁判では、裁判官はなかなか思い切った判決をしがりません。ここで裁判官の気持ちを変えるには、皆様の気持ちがいかに団結しているかというのを裁判所に見せるということです。皆様には今後一層団結していただき、私たち弁護士は、法律的な側面を支えます。私たちも一生懸命やります。今後楽しいことも、大変な事もあると思いますが、共に手を携え二人三脚で頑張っていきましょう。



〔挨拶をする橋本弁護士〕

裁判についていくつかの質問が出ました。その中で特に重要な部分をお伝えします。

**今回の裁判は、町の顧問弁護士と山本氏個人の弁護士がかかわります。裁判の主な部分を担当するのは、山本氏個人の弁護士です。**

Q.町の顧問弁護士は、山本氏個人の弁護士を兼ねられないのですか？

A.できません。「町長職である山本孝二氏が、個人である山本氏に対して3億円を返還させることを求める」裁判ですから、町と山本氏は利害対立関係にあります。弁護士は対立する双方の代理人になることはできません。

Q.山本氏個人の弁護士費用は自己負担となるのですか？

A.はい。町から出たらまさに不当な公金の支出となります。

## ご支援のお願い！

御船竹バイオマス問題住民訴訟原告・支援者の会では、広く支援者を募っております。

**正会員 一口月額1,000円(何口でも可) 賛助会員 一口1,000円(何口でも可)**

会の口座【〒ぱるる口座 記号17160番号33459351竹バイオマス問題住民訴訟原告支援者の会】

詳しいお問い合わせは、会事務局 電話:090-4473-7798 住所:御船町御船1033-2まで。

**勝訴を確信し、皆様のご協力、ご支援よろしくお願いたします。**